

令和 7 年 5 月 19 日

紀の川市指定地域密着型サービス事業者代表者 様  
紀の川市指定訪問型サービス事業者代表者 様  
紀の川市指定通所型サービス事業者代表者 様

紀の川市福祉部高齢介護課長  
( 公 印 省 略 )

## 運営規程の「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更届出書の提出について

平素は、本市介護保険事業にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について運営規程等の届出内容に変更があった場合には、変更があった日から 10 日以内に変更届出書の提出が必要となっておりますが、本市では、変更届出手続きの簡素化を図るため、「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については、年に 1 度の届出でよいとしているところです。（「変更届出の特例」）

つきましては、令和 7 年 6 月 1 日時点の状況について、下記事項に留意のうえ、変更届出書を提出してください。

### 記

1. 提出期間 令和 7 年 6 月 1 日（日）～令和 7 年 6 月 30 日（月）  
（窓口持参の場合は、開庁時間中のみの受付となります）
2. 提出書類（各様式については、市HP及びきのくに介護 de ネットをご確認ください）
  - ① 変更届出書
  - ② 各サービスに係る付表（訪問（通所）型サービスCについては企画書）
  - ③ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（令和 7 年 6 月分）
  - ④ 職員の兼務状況を確認する書類（兼務先の令和 7 年 6 月分の勤務表）  
※兼務がある職員がいる場合
  - ⑤ 資格が必要な職種については資格証等の写し（原本証明は必要ありません）  
※婚姻等により資格証の姓が改まっている場合は、戸籍謄本等の写しを併せて提出してください。
  - ⑥ 運営規程
  - ⑦ 推進員名簿（指定地域密着型サービスのみ）
3. 対象となるサービス ※各サービスごとに届出が必要となります。
  - ・地域密着型サービス
  - ・介護予防訪問（通所）介護相当サービス
  - ・訪問（通所）型サービスA
  - ・訪問（通所）型サービスC

#### 4. 提出先及び提出方法

(提出先)

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地 本庁 2 階 21 番窓口  
紀の川市福祉部高齢介護課

(提出方法)

- ・電子申請届出システム
  - ・LINE-WORKS
  - ・電子（メール）または紙（郵送・持参）
- ※電子メールの場合は、タイトルを「運営規定変更届出書【事業所名】」とし、  
[k070600-001@city.kinokawa.lg.jp](mailto:k070600-001@city.kinokawa.lg.jp) へ送信により提出してください。

#### 5. 書類作成にあたっての留意事項

- 次の場合は、「変更届出の特例」による届出が不要となります。
  - ① 令和6年6月1日と令和7年6月1日を比較して、職員の員数等に変更がない場合
  - ② 令和6年6月1日以降、指定（委託）更新を受け、その時点と令和7年6月1日と比較して職員の員数等に変更がない場合
  - ③ 令和6年7月以降に「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更の届出を行い（資格が必要な職種の職員全員分の資格証を添付している場合に限る）、その時点と令和7年6月1日と比較して職員の員数等に変更がない場合
  - ④ 令和7年5月31日から令和7年7月31日までに指定（委託）有効期間が満了となる事業所（施設）であって、指定（委託）更新を受ける場合
- 運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の員数について「〇〇人以上」と記載することができます。
- 資格証等の写しについては、資格が必要な職種の方の全員分を添付し、「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した順に添付してください。
- 紀の川市以外の保険者から指定を受けている場合、指定を受けている保険者全てに届出を行ってください。（提出様式等については該当する保険者にお問い合わせください）

紀の川市福祉部 高齢介護課

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地

Tel 0736-77-0980（直通） Fax 0736-79-3926

Email : k070600-001@city.kinokawa.lg.jp